

大和市教育委員会 10 月定例会

日 時 平成 23 年 10 月 21 日
午前 9 時 00 分

場 所 教育委員会室

- 1 開 会
- 2 会 議 時 間 の 決 定
- 3 前 会 会 議 録 の 承 認
- 4 会 議 録 署 名 委 員 の 決 定
- 5 教 育 長 の 報 告
- 6 議 事

日程第 1 (議案第 36 号) 大和市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則
について

日程第 2 (議案第 37 号) 「教科用図書採択の事務処理要領の改善についての請願」に
ついて

- 7 そ の 他
- 8 閉 会

議案第 36 号

大和市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則について

大和市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則について、審議願
いたく提案する。

平成 23 年 10 月 21 日提出

大和市教育委員会

教育長 滝 澤 正

大和市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則

大和市生涯学習センター条例施行規則（昭和44年大和市教育委員会第12号）の一部を次のように改正する。

第3条中ただし書きを削る。

第5条中「利用者登録の申請」を「登録団体」に改め、「定期的に」及び「登録団体が」を削る。

第6条第3項第3号を削り、同項第2号中「社会教育関係団体」の次に、「(営利団体及び法人を除き、組織的及び継続的に活動している団体であって、市内に在住、在学又は在勤する者に対して社会教育に関する活動を行っている団体をいう。以下同じ。)」を加え、同号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (4) 市民等の団体（前号までの団体及び営利団体を除き、構成員の2分の1以上が市内に在住、在学又は在勤するもので占める団体、又は市内の公益法人等をいう。）

第6条第3項中第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 国及び地方公共団体

第6条第6項中「に定めるもののほか」を「の規定にかかわらず」に改める。

第7条第1項を次のように改める。

第7条 教育委員会は、前条第1項の規定による使用申請を受けたときは、その使用目的及び内容を審査し、使用を承認するときは次に掲げる区分に応じた方法により通知を行い、使用を承認しないときはその旨申請者に通知する。

- (1) 会議室等及び多目的ホール 情報通信条例第4条に基づく電子情報処理組織を使用した通知(以下「電子通知」という。)による。
- (2) センターホール 生涯学習センターホール、会議室等使用決定通知書による。
- (3) 多目的ホール早期予約催事使用 電子通知による。

第9条第1項中「使用者」を「使用の承認を受けたもの(以下「使用者」という。)」に改める。

第13条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

別表第1、公共的団体・社会教育関係団体・市民等の団体の欄及び別表第2、公共的団体・社会教育関係団体・市民等の団体の欄中「公共的団体」を「国及び地方公共団体・公共的団体」に改める。

別表第4、講習室の項中「304講習」を「304講習室」に改める。

別表第5、2の項使用内容の欄を次のように改める。

国又は地方公共団体が主催する事業等に使用するとき

別表第5、6の項及び7の項を削り、同表5の項を同表6の項とし、同表4の項を同表5の項とし、同表3の項中「して行う」を「する」に改め、同項の次に次の1項を加える。

4	社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人が主催する事業等に使用するとき	2分の1の額
---	--	--------

別表第5、8の項中「舞台」の次に「のみ」を加え、同項を同表7の項とし、同表9の項中「舞台」の次に「のみ」を加え、同項を同表8の項とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行日前に行われた使用申請にかかるものについては、なお従前の例による。

大和市生涯学習センター条例施行規則新旧対照表

改正案	現行
<p>○大和市生涯学習センター条例施行規則</p> <p>第1～2条 略</p> <p>(利用者登録の申請)</p> <p>第3条 条例第4条の規定により、会議室、講習室、集会室、和室、特別室、調理実習室及びスタジオ(以下「会議室等」という。)並びにセンターホール及び大和市渋谷学習センター多目的ホール(以下「多目的ホール」という。)を使用しようとするものは、生涯学習センター利用者登録申請書を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>第4条 略</p> <p>(利用者登録の更新)</p> <p>第5条 <u>登録団体は、教育委員会が別に定める方法により、利用者登録の更新を行わなければならない。更新を行わなかった場合は、使用を停止するものとする。</u></p> <p>(使用申請)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p>	<p>○大和市生涯学習センター条例施行規則</p> <p>昭和44年7月25日 教委規則第12号</p> <p>第1～2条 略</p> <p>(利用者登録の申請)</p> <p>第3条 条例第4条の規定により、会議室、講習室、集会室、和室、特別室、調理実習室及びスタジオ(以下「会議室等」という。)並びにセンターホール及び大和市渋谷学習センター多目的ホール(以下「多目的ホール」という。)を使用しようとするものは、生涯学習センター利用者登録申請書を教育委員会に提出しなければならない。ただし、<u>公共的団体、社会教育関係団体及びやまもと生涯学習ねつとわあく利用者として教育委員会に届け出ているものは、利用者登録の申請を省略することができる。</u></p> <p>第4条 略</p> <p>(利用者登録の更新)</p> <p>第5条 <u>利用者登録の申請は、教育委員会が別に定める方法により、定期的に利用者登録の更新を行わなければならない。登録団体が更新を行わなかった場合は、使用を停止するものとする。</u></p> <p>(使用申請)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p>

(1) 国及び地方公共団体

(2) 公共的団体

(3) 社会教育関係団体（営利団体及び法人を除き、組織的及び継続的に活動している団体であって、市内に在住、在学又は在勤する者に対して社会教育に関する活動を行っている団体をいう。以下同じ。）

(4) 市民等の団体（前号までの団体及び営利団体を除き、構成員の2分の1以上が市内に在住、在学又は在勤する者で占める団体又は市内の公益法人等をいう。）

4・5 略

6 第1項及び第3項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要と認めるときは、第2項に定める始期よりも前に使用申請を行うことができるものとする。

(使用承認等)

第7条 教育委員会は、前条第1項の規定による使用申請を受けたときは、その使用目的及び内容を審査し、使用を承認するときは次に掲げる区分に応じた方法により通知を行い、使用を承認しないときはその旨申請者に通知する。

(1) 会議室及び多目的ホール 情報通信条例第4条に基づく電子情報処理組織を使用した通知(以下「電子通知」)による。

(2) センターホール 生涯学習センターホール、会議室等使用決定通知書による。

(1) 公共的団体

(2) 社会教育関係団体

(3) 構成員の2分の1以上が市内に住所又は勤務先を有する者の団体(以下「市民等の団体」をいう。)。ただし、営利団体(財産上の利益を図ることを目的として組織された団体をいう。)は除く。

4・5 略

6 第1項及び第3項に定めるもののほか、教育委員会が特に必要と認めるときは、第2項に定める始期よりも前に使用申請を行うことができるものとする。

(使用承認等)

第7条 教育委員会は、前条第1項の規定による使用申請を受けたときは、次に掲げる区分に応じて承認を行い、その承認を受けたもの(以下「使用者」をいう。)に対し次の通知を行うものとする。

(1) 会議室及び多目的ホール その使用を承認するものとし、情報通信条例第4条に基づく電子情報処理組織を使用した通知(以下「電子通知」)を行う。

(2) センターホール その使用目的又は内容を審査し、使用を承認するときは生涯学習センターホール、会議室等使用決定通知書により、その使用を承認しないときはその旨を申請者に通知する。

(3) 多目的ホール早期予約催事使用 電子通知による。

2 略

第 8 条 略

(使用の変更又は取消し)

第 9 条 使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)が使用日時等の変更又は取消しをしようとするときは、次の各号に定める期日までに生涯学習センターホール、会議室等使用変更(取消)申請書(以下「使用変更(取消)申請書」という。)を教育委員会に提出しなければならない。ただし、取消しについて教育委員会がやむを得ない理由があるとき、この限りではない。

(1)・(2) 略

2・3 略

第 10～12 条 略

(使用料の還付)

第 13 条 略

2 前項の規定により還付を受けようとする者は、生涯学習センター使用料還付申請書を市長に提出しなければならない。

第 14～21 条 略

(3) 多目的ホール早期予約催事使用 その使用目的又は内容を審査し、使用を承認するときは電子通知により、その使用を承認しないときはその旨を申請者に通知する。

2 略

第 8 条 略

(使用の変更又は取消し)

第 9 条 使用者が使用日時等の変更又は取消しをしようとするときは、次の各号に定める期日までに生涯学習センターホール、会議室等使用変更(取消)申請書(以下「使用変更(取消)申請書」という。)を教育委員会に提出しなければならない。ただし、取消しについて教育委員会がやむを得ない理由があるとき、この限りではない。

(1)・(2) 略

2・3 略

第 10～12 条 略

(使用料の還付)

第 13 条 略

2 前項の規定により還付を受けようとする者は、生涯学習センター使用料還付申請書を教育委員会に提出しなければならない。

第 14～21 条 略

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年11月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行日前に行われた使用申請にかかるとは、なお従前の例による。

別表第1(第6条関係)

- 1 センターホール

略

- 2 会議室等及び多目的ホール

国及び地方公共団体・公共的団体・社会教育関係団体・市民等の団体	左記以外
略	略
略	略

別表第2(第6条関係)

国及び地方公共団体・公共的団体・社会教育関係団体・市民等の団体	左記以外
略	略
略	略

別表第3(第8条関係)

略

別表第4(第10条関係)

室名\区分	適用する室			
	生涯学習センター	つきみ野学習センター	林間学習センター	桜丘学習センター

別表第1(第6条関係)

- 1 センターホール

略

- 2 会議室等及び多目的ホール

公共的団体・社会教育関係団体・市民等の団体	左記以外
略	略
略	略

別表第2(第6条関係)

公共的団体・社会教育関係団体・市民等の団体	左記以外
略	略
略	略

別表第3(第8条関係)

略

別表第4(第10条関係)

室名\区分	適用する室			
	生涯学習センター	つきみ野学習センター	林間学習センター	桜丘学習センター

講習室	101 講習室、 102 講習室	304 講習室	103 講習室、 202 講習室
-----	---------------------	---------	---------------------

別表第 5(第 12 条関係)

使用内容	減免の範囲
1 略	略
2 国又は地方公共団体が主催する事業等に使用するとき	略
3 公共的団体が主催する事業等に使用するとき	略
4 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 22 条に規定する社会福祉法人が主催する事業等に使用するとき	2 分の 1 の額
5 略	略
6 略	略
7 センターホール舞台のみを練習のために使用するとき	略
8 多目的ホール舞台のみを練習のために使用するとき	略

別表第 6(第 20 条関係)

略

講習室	101 講習室、 102 講習室	304 講習室	103 講習室、 202 講習室
-----	---------------------	---------	---------------------

別表第 5(第 12 条関係)

使用内容	減免の範囲
1 略	略
2 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 22 条に規定する社会福祉法人並びに市が出資する一般財団法人及び一般社団法人が使用するとき	略
3 公共的団体が主催して行う事業等に使用するとき	略
4 略	略
5 略	略
6 市が構成員となつてしている協議会、研究会等が主催する事業等のために使用するとき	2 分の 1 の額
7 国又は地方公共団体が主催する事業等のために使用するとき	2 分の 1 の額
8 センターホール舞台を練習のために使用するとき	略
9 多目的ホール舞台を練習のために使用するとき	略

別表第 6(第 20 条関係)

略

議案第 37 号

「教科用図書採択の事務処理要領の改善についての請願」について

「教科用図書採択の事務処理要領の改善についての請願」について、審議願いたく提案する。

平成 23 年 10 月 21 日提出

大和市教育委員会

教育長 滝 澤 正



大和市教育委員会

教育委員長 青蔭 文雄 殿

教科用図書採択の事務処理要領の改善についての請願

教科用図書採択事務は、法令に基づきその都度文部科学省から平成14年度通知「教科書制度の改善について（通知）」を引用して実施要領が示されます。

神奈川県はこれを踏まえて教育委員会から各採択地区に採択方針が通知されます。

今年度迄の本市の教科書採択事務の実施状況について、継続して情報公開を求め調査したうえでの所見を述べますので、教育委員会でご検討いただきたくお願いいたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、教育委員会の職責が増す一方で教育長に委任できる権限が制限されました。

教科書採択事務は原則として4年に一度実施され、その都度神奈川県は教育委員会から採択方針が示されます。

大和市教育委員会は県の採択方針に基づき実施する旨の方針を決議しましたが、その後の事務処理状況は必ずしも文部科学省の「平成14年度通知」及び県の採択方針に基づいて行われたとは言い難いと思料します。

今年度の県の採択方針によれば「採択地区審議会などを置くことが望ましい」として採択地区審議会の機能及び組織の例が示されており、大和市では「大和市教科用図書採択検討委員会設置要綱」が平成13年4月1日に施行されています。

私は当初から「この設置要綱」の法的位置づけや運用要領に疑問を呈し、教育長や担当者と交渉してきましたが施行以来一度も改めることなく現在も適用されています。

大和市の教育委員会としては県の採択方針に基づき「この設置要綱」を含めて検討し採択方針を決定したうえで、採択検討委員及び調査員を選抜し、調査研究の補佐に委嘱するのが正しい手順ではないでしょうか。

又 県の採択方針では教科用図書調査研究の観点が見られますが、今年度は従来に比較し「教育基本法、学校教育法及び学習指導要領との関連」を強調しています。

然るに、大和市は県の採択方針の趣旨に沿っているとは思えません。

大和市の教科書採択の問題点は次の通りです。

- 1、「大和市教科用図書採択検討委員会設置要綱」を教育委員会は十分審議していない。
- 2、採択検討委員に教育委員である教育長を充てるのは組織論の見地から不適當です。
- 3、採択検討委員及び調査員の選任は教育委員会の責任で委嘱するべきです。
- 4、調査研究段階で絞り込みを行わないこと、調査研究報告書・採択検討報告書・学校アンケートの書式・内容などに改善の跡が認められません。
- 5、採択事務が行われない年度にも教育委員会に教科書採択が議案提出されている。

以上

平成23年9月29日

TEL: [REDACTED]

追加の補足資料



大和市教育委員会
教育委員長 青蔭 文雄 殿

教科用図書採択の事務処理要領の改善についての請願 の補足説明

平成23年9月29日にお届けした標記の請願につき補足説明を致したく、メールにて送信致しますので宜しくお取り計らいをお願い致します。

今年の神奈川県採択方針は4月19日の教育委員会定例会において審議されました。

内容は前例を踏襲しており、

○採択地区審議会等は、教科書の採択についての審議結果において、種目ごとの種類を絞り込むことなく、すべての調査研究の結果を報告すること。

○採択権者は(中略)採択地区審議会等の委員名、採択にいたる経過、採択理由など教科書採択に係る情報について積極的な公開に努めること。などの留意事項に加え

○採択地区審議会などの設置基準。 ○調査研究の観点。 が示されています。

今回は、事務局が私どもの提出した請願を考慮して「調査研究の観点」について「教育の目標」を具体的に銘記して、それを強調したことを説明したうえでそれを確認し議決されました。(私も傍聴していました)

翌々日21日に大和市の教育委員会定例会に大和市の採択方針が提議され

○「・・・神奈川県教育委員会の採択方針に基づいて行う」

○「・・・大和市教育委員会が設置する・・・採択検討委員会報告書等の資料を参考とする」という採択方針が、県の採択方針が事前の事務方の打ち合わせのとおりに決議されることを前提として議決されました。

大和市の担当者は、県の採択方針に変化があったことを自覚していなかったらしく、前例を踏襲して採択事務を行なったため、若干の改善は見られましたが私どもの期待には及ばないものになったものと思われまます。

現行の「大和市教科用図書採択検討委員会設置要綱」はその根拠となる県の採択方針がその都度教育委員会で決議されていることと平仄が合いません。

また、採択検討委員会の採択方針の決定及び採択検討委員の委嘱は教育長の専決事項として処理されたようですが、私は教育委員が直接関与すべき案件だと思います。

四市合同教科書調査員会の責任と権限、調査員の委嘱が不透明であり、調査研究報告書は県が重視した調査研究の観点を反映しているとは思えません。

採択検討委員会は3回開かれ、初回は組織を編成し、根拠となる法規・任務及び採択方針を確認し、調査研究員の委嘱をし、調査研究のやり方を議論したとされます。

議事録によればこれだけの内容を2時間で完了していますが、調査研究員にどのような指示が為されたか不透明です。

四市合同教科書調査員会の調査研究報告書の提出を受けて、2日間にわたり採択検討委

員会が開かれました。

調査研究報告書では明らかな絞り込みは見られませんが、採択検討委員会の議事録には調査研究員の口述の報告内容の記録がないので、委員の質問に答えた記録と委員間の議事の記録から推測すると調査研究員会の段階で絞り込みが行われたのは間違いありません。

採択検討委員会の委員間の議論は不活発で、委員の誰が発言したかしなかったかが不明で責任の所在が不明確な状態で、調査員の推薦する結論を丸呑みして検討委員会の結論を導いた感があります。

学校アンケートの調査項目も県の採択方針の調査研究の観点を考慮していません。

展示会の感想文は事務方が要旨をまとめて開示していますが、真面目な市民の意見とイデオロギー闘争を仕掛ける人たちの意見を峻別するなどの分析がなされていません。

また、採択検討委員会、教育委員会においてどのように活用されたか全く不明であります。

なお、従来採択事務が行われない年度にも教育委員会に教科書採択が議案提出されていますが、これこそ教育長専決で事務的に処理してよい案件ではないでしょうか。

以上

平成23年10月7日

TEL: [REDACTED]